⑵　入札参加者の参加要件　入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。

イ　財務省福岡財務支局の支出負担行為担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等財務省福岡財務支局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、若しくは経営の状況又は信用度が極端に悪化し、適正な契約の履行が確保されないと認められ、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

ロ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

ハ　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ニ　入札参加表明書等の受付日から落札者決定日までの期間、本事業において担当する業務に関して、財務省（地方支分部局を含む。）又は財務省福岡財務支局管内を管轄とする官庁（国の諸機関。なお、独立行政法人は含まない。）から指名停止、一般競争参加資格停止を受けている期間中に該当しない者であること。

ホ　財務省福岡財務支局が本事業について、アドバイザリー業務を委託したみずほ総合研究所株式会社並びにみずほ総合研究所株式会社が本アドバイザリー業務において、提携関係にある株式会社ニュージェック及び西村あさひ法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

㈱　「資本面において関連がある者」とは、当該会社の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該会社の代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう（ト及び２．―⑶において同じ）。

ヘ　入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。

ト　本事業に係る事業者選定審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑶　入札参加者の資格等要件　入札参加グループの構成員のうち設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次のイ並びに各業務に応じロ、ハ、ニ又はホの要件を満たすこと。

なお、ロ、ハ、ニ及びホのうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することを妨げないが、工事監理業務と建設業務を同一の企業が兼ねることはできない。

また、建設業務を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること。

ロ　設計に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても以下の要件を満たすこと。

㈠　平成21・22年度財務省北九州地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。

㈡　平成11年度以降に、次のAからCまでに該当する建築物の設計実績があること（一つの建物でAからCまでの条件を満たす必要がある。）。

A　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

B　建築基準法（昭和25年法律第201号）別表一㈠欄㈡項に掲げる用途に供するものであること。

C　地階を除く階数が９以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

ハ　建設に当たる者は３者までとし、次の要件を満たすこと。

㈠　１者の場合は、平成21・22年度財務省北九州地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築一式工事」の「A」等級に格付けされている者（経常建設共同企業体及び事業組合を含む。）であること。

２者又は３者の場合は、同業種区分が「建築一式工事」の「A」又は「B」等級に格付けされている者（内１者は「A」等級に格付けされていること。）であること。

㈡　提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が３年以上である者であること。

㈢　提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

㈣　１者の場合の当該者並びに２者又は３者の場合の内１者は、平成11年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、次のAからCまでに該当する建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績を有すること（一つの建物でAからCまでの条件を満たす必要がある。）。

２者又は３者の場合の内１者を除くほかの者については、平成11年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、次のA及びDに該当する建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績を有すること（一つの建物でA及びDの条件を満たす必要がある。）。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上のものに限る。

A　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

B　建築基準法別表一㈠欄㈡項に掲げる用途に供するものであること。

C　地階を除く階数が７以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

D　地階を除く階数が５以上であること。

ニ　工事監理に当たる者は１者とし、次の要件を満たすこと。

㈠　平成21・22年度財務省北九州地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。

㈡　平成11年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、次のAからCまでに該当する建築物の工事監理実績があること（一つの建物でAからCまでの条件を満たす必要がある。）。

A　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

B　建築基準法別表一㈠欄㈡項に掲げる用途に供するものであること。

C　地階を除く階数が９以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。